⑵①　【単体の場合】
土木工事において、開札時に平成21・22年度中日本高速道路株式会社一般競争の参加資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、代表取締役社長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,450点以上の土木工事を有している者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,450点以上（土木工事）であること。）。

②　【特定建設工事共同企業体を構成する場合】
土木工事において、開札時に平成21・22年度中日本高速道路株式会社一般競争の参加資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、代表取締役社長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,300点以上の土木工事を有している者の２者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。又は、この条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体。

⑷　平成12年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げる工事の施工実績を有すること。なお、次に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

①　単体又は特定建設工事共同企業体を構成する場合の代表者
・土工量（切土量又は盛土量の大きい方）が200万㎥以上ある道路土工工事

②　特定建設工事共同企業体を構成する場合の代表者以外
・土工量（切土量又は盛土量の大きい方）が100万㎥以上ある道路土工工事

⑸　次に掲げる基準を満たす現場代理人及び主任（監理）技術者を当該工事に配置できること。

①　専任の主任（監理）技術者が、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者であること。なお、専任を要する期間は、切盛土工に係る工事の経験を有する技術者は切盛土工が稼動（準備工事を含む。）している期間とする。

②　配置予定技術者の工事経験　現場代理人、専任の主任（監理）技術者のうち１名以上が、平成12年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げる工事の施工実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
切盛土工
・土工量（切土量又は盛土量の大きい方）が100万㎥以上ある道路土工工事

③　専任の主任（監理）技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④　監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑺　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②　各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

③　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書による協定書（案）が提出されていること。

④　各構成員の出資比率が30%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑽　施工計画の内容が著しく不適当でない者、及び評価項目に対し全項目において施工計画の提案があり、技術提案書が所定の枚数を超えていない者、提案書が所定の１行あたりの文字数・１ページあたりの行数を超えていない者、提案項目数が所定の項目数を超えていない者。
なお、提出に必要な評価項目の詳細は入札説明書によるものとする。

３　施工技術競争型総合評価方式に関する事項

⑴　施工技術競争型総合評価方式の仕組み　本工事の施工技術競争型総合評価方式は、競争参加申請者から申請時に技術提案と技術提案プレゼンテーション前の指定の日までに入札書を求め、技術提案の技術評価点が50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、中日本高速道路株式会社契約規則（平成18年11月９日付中日本高速道路株式会社規程第25号）第18条における契約制限価格（以下「契約制限価格」という。）の範囲内の入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする方式である。併せて、落札者と合理的な施工方法や資材調達方法等に係る技術的な協議を実施し、その協議に基づく価格で契約する。

⑵　技術提案及び入札書の提出　申請者は、申請書、確認資料等の提出に併せて技術提案書（施工計画）及び、技術提案プレゼンテーション前の指定の日までに入札書を提出すること。入札書は封書により提出すること。

⑶　技術提案に関する事項　技術提案は、以下の項目について提出するものとし、資料は入札説明書に基づき作成するものとする。
評価項目①～④のうち㋐～㋒で１項目でも施工計画の提案が無かった場合、技術提案書が所定の枚数を超えている場合、所定の１行あたりの文字数・１ページあたりの行数を超えている場合または施工計画の１項目でも不可のある場合は、不適格とする。
また、評価項目①～④のうち㋐～㋓の提案は、それぞれ最大５項目まで、評価項目④のうち㋒の提案は最大２項目までとし、その評価項目に対する提案の有効性を、評価指標をもとに、総合的に評価するものとする。なお、所定の項目数を超えている場合は不適格とする。

１）施工計画（施工方法及び仮設備計画の変更は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案は不可とする。工事目的物とは、契約する単価項目全てを示すもので、単価項目を施工するにあたっての仕様を契約書及び設計図書で示したものをいう。ただし、コンクリート構造物に関しては、硬化後の形状・寸法を変更せず所定の要求性能を満たす範囲での提案は可能とする。）
①　管理体制・手法
②　品質管理
③　安全管理
④　環境対策

⑷　技術提案の評価項目及び評価基準　技術提案の評価項目及び評価基準は下記のとおりとする。

１）施工計画　評価項目及び評価基準は下記のとおりとする。
①　管理体制・手法
㋐　「品質管理」、「安全管理」及び「環境対策」に関して、適性に実施するための体制と具体的な取組
・下記評価指標をもとに、提案された内容について、提案者の優劣を相対的に評価